

整理番号 5-2

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO次郎長生家を活かすまちづくりの会 会費		
年月日	令和2年4月1日~令和2年7月31日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域の振興に寄与する。
会の活動内容等	社会教育、まちづくり、観光振興を図る活動、 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動 環境保全、地域安全、子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展、経済活動の活性化を図る活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況を調査研究するとともに、会員からの意見や要望等を聴取し、県政における観光資源の保全・活用方策や地域振興策の向上に役立てる。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>会費 3,000 円のところ、会の会計年度が8月~7月のため、令和2年4月~7月分を請求する。 会費 3,000 円 × 4 / 12 月 = 1,000 円 ↳ 4ヶ月分 (1,000円)</p> <p>※ 令和元年8月~2年3月までの8ヶ月分(2,000円)は、元年9月に請求済み。</p>	
<p>※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO次郎長生家を活かすまちづくりの会 会費他		
年月日	令和元年9月26日~令和	年月日	金額 7,000円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与する。
会の活動内容等	社会教育、まちづくり、観光振興を図る活動、 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動 環境保全、地域安全、子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展、経済活動の活性化を図る活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況を調査研究するとともに、会員からの意見や要望等を聴取し、 県政における観光資源の保全・活用方策や地域振興策の向上に役立てる。

領収書の
まじり
中澤通訓

《領収書貼付枠》

領収書

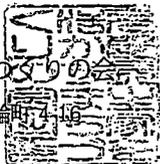
2019年9月26日

様

¥3,000-

但 年会費として
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人
次郎長生家を活かすまちづくりの会
〒424-0945 静岡県清水区美濃輪町4-10



領収書

元年9月26日

様

¥5,000-

但
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人
次郎長生家を活かすまち
〒424-0945 静岡県清水区美濃輪町4-10



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 () 但書：年会費

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,000円	100%	7,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

年会費3,000円の会計年度8月~7月なので8月~7月を請求
3,000円 × 8/12月 = 2,000円

領 収 書

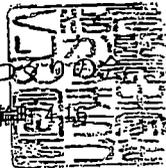
2019年9月26日

様

¥3000

但 年会費として
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人
次郎長生家を活かすまちづくりの会
〒424-0945 静岡市清水区美濃橋4-1-6



領収書
すまじ
若
中
海
山

特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 次郎長生家の保全・活用に関する事業
 - ② 次郎長翁を活かしたまちづくりをすすめる事業
 - ③ 次郎長翁に係る情報発信事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人以上を顧問とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長・副理事長及び顧問は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 牧田充哉

副理事長

同

同

顧問

理事

同

監事

同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29

年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
- (2) 賛助会員入会金 0 円
- (3) 正会員年会費 3,000 円
- (4) 賛助会員年会費 個人 1,000 円
団体・法人 10,000 円

整理番号 5-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 0 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (5月分)		
年 月 日	令和 2年 5月 7日	~ 令和 年 月 日	金 額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース																								
使 途	—																								
政務活動・ 県政との 関連性	—																								
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>11</td><td>02-04-06</td></tr> <tr><td>12</td><td>02-04-07</td></tr> <tr><td>13</td><td>02-04-13</td></tr> <tr><td>14</td><td>02-04-13</td></tr> <tr><td>15</td><td>02-04-15</td></tr> <tr><td>16</td><td>02-04-30</td></tr> <tr><td>17</td><td>02-05-01</td></tr> <tr><td>18</td><td>02-05-07</td></tr> <tr><td>19</td><td>02-05-07</td></tr> <tr><td>0</td><td>02-05-08</td></tr> <tr><td>1</td><td>02-05-13</td></tr> </table>				11	02-04-06	12	02-04-07	13	02-04-13	14	02-04-13	15	02-04-15	16	02-04-30	17	02-05-01	18	02-05-07	19	02-05-07	0	02-05-08	1	02-05-13
11	02-04-06																								
12	02-04-07																								
13	02-04-13																								
14	02-04-13																								
15	02-04-15																								
16	02-04-30																								
17	02-05-01																								
18	02-05-07																								
19	02-05-07																								
0	02-05-08																								
1	02-05-13																								

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1/2	4,968 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (5月分)		
年月日	令和2年5月7日~令和 年 月 日	金額	15,840 円

目的	政務活動に必要な車両のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1	02-04-06		
2	02-04-07		
3	02-04-13		
4	02-04-13		
5	02-04-15		
6	02-04-30		
7	02-05-01		
8	02-05-07		
9	02-05-07	SMBC(ナカホリ)	31,680
0	02-05-08		
1	02-05-13		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	31,680 円	1/2	15,840 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-5

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 (5月請求分)		
年月日	令和2年5月7日	~令和 年 月 日	金額 11,000 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

中沢事務所 様 2年5月7日

金額 ¥ 11,000

内 消費税等 目 HP更新料として 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISA00#778

marukita きたがわ商店
静岡市清水区船越 3-8-19 202
北川 昌 栄
TEL/FAX (054) 351-8694

係

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,000 円	100 %	11,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	30+30における観光地の調査		
年月日	令和2年5月9日~令和	年月日	金額 5300 円

目的	自粛下での観光地の状況調査
使途	高速道路料金
政務活動・ 県政との 関連性	外出自粛による観光・経済の影響を 目視してこれこれの今後の資料とする

《領収書貼付枠》

彦名湖周辺 - 岩田

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5300 円	/	5300 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 浜松西

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 5月 9日 11時 22分
車種 普通

通行料金 ¥2,670-
(外払)

-入口料金所- 清水
ETC 有効期限 21年12月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 208-00461027-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 浜松

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 5月 9日 12時 21分
車種 普通

通行料金 ¥420-
(外払)

-入口料金所- 浜松西
ETC 有効期限 21年12月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 214-00081212-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 清水

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 5月 9日 13時 49分
車種 普通

通行料金 ¥2,210-
(外払)

-入口料金所- 磐田
ETC 有効期限 21年12月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 205-00381304-00

整理番号 5-7

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(齋)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話代 (a u 3 月請求分)		
年 月 日	令和 2 年 5 月 11 日	~ 令和 年 月 日	金 額 9248 円

目 的	政務活動に使用する携帯電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

＜領収書＞ **ご利用明細書**

ご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

お支払日	2 年 5 月 11 日	当月ご請求額	170215 円	会員番号	
当月お支払合計額	170215 円	事前お支払額	0 円	金融機関名	
		内キャッシング分	170215 円	通帳記号	
		合 計	170215 円	口座名義	中澤 通訓

サーラカード

ご利用明細

ご利用区分	前月分
通常払い	

ご利用者	ご利用日	金額
11	2	316
10	2	320
10	2	321
10	2	324
10	2	326
10	2	331
10	2	331
10	2	410
10	2	413

au 電話利用料 18497 03月分

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	18497 円	1/2	9248 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-8

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)事務所費・人件費		
内容	FAX 不良対応		
年月日	令和2年5月11日~令和	年月日	金額 6600円

目的	FAX 修理
使途	修理代
政務活動・ 県政との 関連性	

<領収書貼付枚数>

領 収 書

No. 0135

中澤通訓 様

令和2年5月11日

金額 ￥13200-

但 FAX 不良対応

上記金額正に領収致しました

内 訳	
現金	✓
小切手	
手形	/

静岡県静岡市清水区松原町2番24号
株式会社 門田電話工業所
電話 (054) 3-53-544-1(代)

収入印紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	13200 円	1/2 %	6600 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請 求 書

2020/04/30
No. 190784

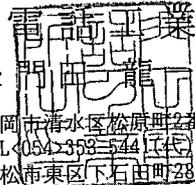
中澤通訓 殿



株式会社 門田電請工業所

代表取締役

本社 静岡市清水区松原町2番24号
〒424-0825 TEL<054-353-5441(代)>
浜松営業所 浜松市東区下石田町284-3



品 名	見積 No. 及 び	件 名	数 量	単 位	単 価	金 額
FAX不良対応			1	式	12,000	12,000
摘要 04/24					消費税	1,200
					合 計	¥ 13,200

毎度ありがとうございます。以上の通りご請求申し上げます。

<振込み先> 静岡銀行 清水支店 当座 10673 みずほ銀行 清水支店 当座 100621
清水銀行 本 店 当座 571 三菱UFJ銀行 清水支店 当座 210799
口座名義：カ) カドタデンワコウギョウシヨ

整理番号 5-9

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	JRTA 施設の観望地の状況把握		
年月日	令和2年5月6日~令和	年月日	金額 1,190 円

目的	解除直前の状況調査
使途	高速道路料金
政務活動・ 県政との 関連性	経済復旧への足がかりの調査

《領収書貼付枠》

相良、御前崎用迄

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 吉田

お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 5月16日 7時17分

車種 普通

通行料金 ¥1,190-

(別途)

一入出口料金所 - 清水

ETC 有効期限21年12月

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号205-00040648-00

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,190 円	100 %	1,190 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-10

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(静岡、朝日、農業新聞)		
年月日	令和2年5月25日	~令和 年 月 日	金額 9,960 9,640 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2年5月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。
<<領収書貼付枠>> 別紙	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,960 9,640 円	/	9,960 9,640 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

F02 0217 2020 年 5 月分 領収証
000

読者No. [Redacted]

中沢 通訓 様

銘柄	部数	金額	備考
静岡新聞 ※	1	3300	
			領収金額 (含消費税) 3,300 円
			(消費税込)

8%対象 3,300円 (内消費税 244円) 株式会社
10%対象 0円 (内消費税 0円) 会社
※は軽減税率の対象であることを示します。本店 静岡市清水区大手一丁目3番10号
強まる日差しに夏の気配を感じる季節 (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289
になりました。季節の変わり目、風邪 (フリーダイヤル) 0120-1577-01
などひかれませぬようご自愛下さい。 担当者: [Redacted]

領 収 証

支店 区域 順路 No. 中沢 通訓 様
05 007 254 [Redacted]

銘柄	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※朝日新聞	1	4,037		6,660 円
※農業新聞	1	2,623		
10%対象 0 (内消費税 0)				2020 年 05 月分
8%対象 6,660 (内消費税 493)				領収致しました。 年 5月25日

有限会社 石原新聞店 桜ヶ丘支店 352-1914
静岡市清水区江尻東1-1-16 本店 054-366-1074
フリーダイヤル 0120-107-466

ご購入ありがとうございます。本証をご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

整理番号 5-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 5 月請求分)		
年 月 日	令和 2 年 5 月 26 日~令和 年 月 日	金 額	3248 円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 中沢 通訓 様	お客様番号	2020年 5月ご請求分	金額(円) ¥6,497-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550	領 取 日 付 印
-------------------	-------	--------------	------------------	----------------------	------------------------------	-----------

領 取 額 2,526
おがき信用金庫
清水支店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6497 円	1/2	3248 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-12

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所駐車場代 (6 月分)		
年月日	令和 2 年 5 月 26 日 ~ 令和 年 月 日	金額	5,000 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<領収書貼付枠>

領収証 中澤通訓事務所様 No. _____

★ 710,000

内訳 _____ 但 6月分

現金 _____

小切手 / 1万円 5月26日 上記正に領収いたしました

手形 /

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-98

収入印紙

但書: 6月分駐車場代

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	10,000 円	1/2	5,000 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-13

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (紙ひも、ノート、テープ)		
年月日	令和2年5月27日	～令和 年 月 日	金額 902 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼

領収証

中澤事務所 様 2年5月27日

¥ 902. —

但

上記正に領収いたしました

〒424-0826 静岡県静岡市清水区万世町2丁目3-32

株式会社 伊藤ゼロワン
パッケージプラザイトウ

内
消費税等

TEL (054) 351-2300 (代表)
FAX (054) 351-2301

SAKAE 20193.100*200

支払者：中澤通訓

但書：紙ひも、ノート、テープ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	902 円	100 %	902 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-14

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (5月請求分)		
年月日	令和2年5月28日	～令和 年 月 日	金額 2,035 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。
使途	-
政務活動・県政との関連性	-

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとのお客様控等とご照会ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

お問合せ番号	
お支払い日	2020年 5月 28日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願ひいたします。

お支払い口座	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサキワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ

日専連 静岡
〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
【お問合せ時間】 10:00～17:00

◆Webしずおかで利用についてのお問合せ

Webしずおか ☎ 0120-224-260
〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 TOKAIビル
【お問合せ時間】 9:00～18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「兼書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。
下記、日専連静岡ホームページから登録をお願いします。
<http://www.nissenren-shizuoka.co.jp>
※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌日から兼書でのご利用明細書の発送を停止いたします。兼書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

按分の理由 全て政務活動にかか るものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,035 円	100 %	2,035 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-15

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 1 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代)・水道代・)		
年 月 日	令和2年5月28日~令和	年 月 日	金 額 9059 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費		
使 途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>> 02-5-12 02-5-13 02-5-13 02-5-13 02-5-13 02-5-26 02-5-26 02-5-26 02-5-26 02-5-26 02-5-27 02-5-28 電気 *18,118 チウブテンリヨク			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	18,118 円	1/2 50 %	9059 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費 (學志会費)		
年月日	令和2年5月28日~令和	年月日	金額 2,152 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する。
会の活動内容等	学塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-05-28	23362	A93250001
取扱店	00150-3 25216	
払込金額	*2,000	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存して下さい。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		

入金額 *2,202

おつり *50

スマホ決済アプリ ゆうちょよPay

口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納付につき領町 事務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

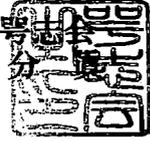
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,152 円	100 %	2,152 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和2年5月吉日

中澤通訓 殿 (3期)

尾崎行雄記念財団
会長 仁分



会費納入のお願い

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素、粵志会へのご協力誠に有難う御座います。
今年度も幹事一同力を合わせ「粵志」の発行、研修会、見学会等を実施して参りますので、会員の皆様のご協力とご参加をよろしくお願い申し上げます。
つきましては、本年度の会費及び前年度以前の会費が未納の方は納入頂きます様お願い申し上げます。
御不明な点が御座いましたら、財団事務局までお問い合わせ下さい。

敬具

会費合計額 7 2000 円

(年会費2000円 ○印は納入済)

年度	19年度	20年度
金額	0	2000

※ 会計年度期間 当該年4月1日から翌年3月31日迄

※ 会費を2年以上滞納した方は、尾崎行雄記念財団粵志会会則 第7章(会計) 第11条の規定により退会扱いとします。

納入方法(郵便振替にてお願い致します)
※必ず同封の振替用紙を御使用下さい。

連絡先

尾崎行雄記念財団事務局

TEL 03-3581-1778

FAX 03-3581-1856

E-mail: info@ozakiyukio.jp

2020年度（令和2年度）定時総会
議案書

尾崎行雄記念財団等志会

2019年度（平成31年度）事業報告

I 総会

- ◆ 2019年度総会〔2019年6月2日（日）・会場／尾崎財団応接室〕において、事業報告、収支決算、幹事・役員の変更案、事業計画、収支予算を承認しました。

II 幹事会

- ◆ 2019年度幹事会〔会場／尾崎財団応接室〕は、会の活動の企画、検討決定、実施における報告等を行いました。
2019年6月2日（日）8月24日（土）10月19日（土）12月14日（土）
2020年2月29日（土）

III 準備会

- ◆（1）2019年度幹事会〔2020年2月29日（土）・会場／尾崎財団応接室〕において、ウイルス感染症状況に伴い、次期幹事による会長以下役員の変更等を暫定的に繰り上げて行いました。

IV 「号志」の発行

- ◆ 第61号〔獅子吼：象徴天皇制のあり方、2019年8月発行〕
第62号〔獅子吼：沖縄米軍基地の安全性、2020年2月発行〕

V 視察見学会

- ◆（1）2019年10月26日（土）小石川後楽園見学、相馬雪香先生青山霊園墓参を行った。

VI 懇親会

- ◆（1）2019年6月2日総会后、中華飯店（赤坂見附）で行った。

2019年度(平成31年度)収支決算

【支出の部】

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
「号志」発行費 (ニュースレター含)	85,000	70,131	コピー、封筒代(財団事務局) 50,000円 61号郵送料 @82円×133通 10,906円 62号郵送料 @75円×123通 9,225円
事業費	38,000	12,310	見学会、相馬雪香先生墓所墓参献花 2,000円 講師 お茶代 310円 総会后懇親会 補助 @1,000円×10名 10,000円
通信費	60,000	42,894	郵送料(会計関係) 5,414円 会長電話代 3,000円/月×12ヶ月 36,000円 電話代(号志関係) 950円 FAX代(総会関係) 530円
事務費	25,000	14,307	事務用品(幹事会関係) 1,299円 事務用品(会計関係) 9,859円 コピー代(幹事会関係) 887円 コピー代(会計関係) 2,262円
総会費	20,000	12,512	総会案内郵送料 @92円×136通 12,512円
交際費	50,000	20,683	財団への御礼 10,188円 財団への手土産 895円 書籍購入 4冊 9,600円
雑費	24,000	8,549	幹事会茶菓子代 8,149円 総会打ち合せ お茶代 400円
周年事業積立金	50,000	50,000	号志会、号堂塾 周年記念事業等積立金 50,000円
予備費	469,362	23,000	幹事会 交通費 1,400円 幹事会 交通費 @500円×36名 18,000円 お茶代 @100円×36名 3,600円 (5回分)
研修費	94,600	0	
次年度への繰越金		621,751	2020年度(令和2年度)へ繰越
計	915,962	876,137	

上記、収入、支出のとおり報告いたします。

2020年3月31日

号志会会計

監査の結果、適正であると認めます。

号志会会計監査

(財)尾崎行雄記念財団

2020年度（令和2年度）事業計画（案）

- I 総会の開催
年1回程度
- II 幹事会の開催
隔月 年6回程度
- III 準備会の開催
年2回程度
- IV 「号志」の発行
年2回（7月、1月発行）
- V 研修
 - (1) 研修会
年2回程度
※ 活動報告会を含む。（1回）
 - (2) 視察見学会
年2回程度
※ 研修会に変更の場合もあり。
 - (3) 読書会（尾崎思想）
年2回程度（11月、1月予定）
※案内は「号志」に掲載
- VI 懇親会
 - (1) 交流会（塾生との交歓会等）
 - (2) 研修会に付随
 - (3) 視察見学会に付随
 - (4) 新年会
- VII その他
財団事業への協力 入塾式、卒塾式、合宿等への参加

㊥今年度は、コロナウイルスの影響で、行事が行えない可能性もあります。
従いまして、今年度は、会報誌「号志」の充実を図って参ります。
是非、投稿の程、宜しくお願い致します。

2020年度(令和2年度)収支予算(案)

【支出の部】

(単位:円)

項 目	予 算 額	内 訳
「畧志」発行費 (ニューズレター含)	85,000	郵送料 25,000円(2回分) コピー、封筒代等(財団事務局) 50,000円 事務用品 10,000円
研修費	94,600	研修会(2回)、読書会(2回) 郵送料 25,000円(2回分) 会議室使用料 11,600円(2回分) 研修会講師の御礼 40,000円(2回分) 研修会講師手土産(書籍等) 10,000円(2回分) 研修会打ち合わせ時お茶代 5,000円 写真代 3,000円
事業費	38,000	見学会(2回) 郵送料 25,000円(2回分) 相手先へ手土産 10,000円(2回分) 写真代 3,000円
通信費	72,000	電話代、FAX(会計、幹事会等) 36,000円 電話代(会長) 3,000円×12ヶ月=36,000円
事務費	25,000	コピー代(会計、研修、幹事会等) 5,000円 事務用品 20,000円
総会費	20,000	会議室借用料 5,800円 郵送料 14,200円
交際費	50,000	財団へお礼 20,000円 書籍購入 30,000円
雑費	110,000	幹事会お茶代 @100円×15名×10回=15,000円 交通費 @500円×15名×10回=75,000円 茶菓子代 20,000円
周年行事等積立金	50,000	畧志会、畧堂塾周年記念行事等積立金 50,000円
予備費	327,169	
計	871,769	

【支出の部】(周年行事特別会計)

(単位:円)

項 目	予 算 額	内 訳
周年行事費	0	周年行事費
その他	100,000	財団へ特別寄付金
繰越金	196,241	2021年度(令和3年度)への繰越金
計	296,241	

第6章（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 2名 |
| (3) | 会計 | 2名 |
| (4) | 書記 | 3名 |
- 2 会長以下、役員は幹事相互の互選とする。会長は幹事会で選任し、役員は会長が指名する。任期は1年とする。ただし、会長以下、役員の再任を妨げない。
 - 3 会長は本会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長が役割を果たし得ないときはその職務を代理する
 - 5 会計は収入及び支出に関する事務をつかさどる。
 - 6 書記は、会議概要を作成する。
 - 7 会計監査は財団事務局が行うものとする。

第7章（会計）

第9条 本会の経費は会費、会員の寄付金等を以て充てる。

第10条 本会の会費は年額2000円（18歳以下は年額1000円）とする。
但し、必要がある場合はそのつど徴収する。

第11条 本会の会費を2年以上滞納の者は退会扱いとする。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

第8章（財団事務局）

第13条 財団事務局は本会の運営に参加し必要な助言をする。

第9章（その他）

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会で別に定める。

（附則）

- 1 この会則は、平成31年4月1日から施行する。

整理番号 5-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年5月11日~令和2年5月29日	金額	3870 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,870 円	100 %	3,870 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	5月11日	桜乙女対症	660
2	5月13日	役員総会	660
3	5月18日	代会件名説明	660
4	5月25日	112P対策	660
5	5月26日	桜乙女病院 往路(静鉄) 入江岡→新静岡 復路(JR) 静岡→清水	570
6	5月29日	112P対症	660
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			3870

整理番号 5-18

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

7 8 0 - 0 0 4

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	1123	18 円 × 1123 km / km	20214

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓 

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	20,214 円	100 %	20,214 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

政務活動事務雇用者出勤簿

5月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
2	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
4	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
5	火	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	水	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
7	木	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
8	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
9	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
11	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
13	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
14	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
15	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
16	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
18	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
19	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
20	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
23	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
25	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
26	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
27	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
28	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
30	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
計			96

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成25年5月3日
ふじのくに県民クラブ 中澤 有司 印

* 証明は、雇用主が署名して押印する。